

生駒市条例第10号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第3条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3条の6（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第9条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の生駒市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 9 条の規定の適用については、同条中「、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」とあるのは、「若しくは第 4 3 項」とする。